

2014年度 条例の会仙台

活動報告集

～仙台市の動き・条例の会仙台の活動・市民の声～

目次

- P1～2………2014年5月提出 施策推進協議会、仙台市長 奥山恵美子様宛
「仙台市障害者差別禁止条例の策定にあたってのお願い」
- P3………2014年5/25(日)「障害と差別①」(河北新報)
- P4………2014年5/26(月)「障害と差別②」(河北新報)
- P5………2014年5/27(火)「障害と差別③」(河北新報)
- P6………2014年5/28(水)「障害と差別 より良い条例へ」(河北新報)
- P7………2014年6/5(木)「全国初 障害女性の複合差別が条例に」(ふえみん夫人民主新聞)
- P8………2014年6/12(木)「少数派視点策定に必要」(河北新報)
- P9………2014年6/22(日)実施
第1回「誰もが暮らしやすいまちづくりフォーラム2014」
「誰もが地域で、生きてゆく。「共生社会」の実現のために。」(毎日新聞・朝日新聞)
- P10～11………2014年7月 提出
仙台市長 奥山恵美子様宛「仙台市障害者差別禁止条例の策定にあたってのお願い」
- P12………2014年9/7(日)実施
第2回「誰もが暮らしやすいまちづくりフォーラム2014」
「差別をなくし共生社会の実現を目指して!」(河北新報)
- P12………2014年9/8(月)「仙台市・条例制定へ意見交換会」(河北新報)
- P13～16………2014年9/30(火)提出
仙台市長 奥山恵美子様宛
仙台市の「障害者の差別解消に関する条例」をつくるにあたっての提案
- P17………2014年10/22(水)
「仙台市ワークショップ ココロン・カフェ」(河北新報)
- P18………2014年12/14(日)実施
第1回「差別のない社会を考えるトークカフェ」報告(みやぎアピール大行動news)
- P19………2015年1/10(土)12月議会に条例案提出
- P19～20………2015年1/12(火)実施
第2回「差別のない社会を考えるトークカフェ」報告(河北新報・MAD news)
- P21………2015年1/30(金)提出
仙台市長 奥山恵美子様宛
仙台市の「障害者の差別解消に関する条例」をつくるにあたっての申入れ
- P22………2015年2/6(金)実施
仙台市の「障害者の差別解消に関する条例をつくるにあたっての申入れ」と
「骨子案」の提出(河北新報)

[参考資料]

- P23～29………条例の会仙台作成「骨子案」
- P30～37………「障害者基本法 わかりやすい版」パンフレット(内閣府)
- P38～39………チラシ／フォーラム・トークカフェ
- 挟込み資料………仙台市の今後のスケジュール／論点整理

仙台市障害者施策推進協議会

会長 阿部 一彦 殿

同委員 殿

誰もが暮らしやすいまちづくりをすすめる仙台連絡協議会
 (愛称: 条例の会 仙台) 代表 杉山裕信

仙台市障害者差別禁止条例の策定にあたってのお願い

日頃より、貴会におかれましては障害のある市民の権利保障のための様々な施策を協議いただいておりますことに対し、心より感謝申し上げます。

私たち「条例の会仙台」は、仙台市での障害者差別禁止条例(以下、条例)の制定をめざし、2009年10月21日に障害種別を越えて様々な障害当事者の団体や個人で組織された団体です。4年間の活動の中で、「障害者差別事例集」作成をはじめとした市民の皆様への啓蒙啓発活動、当会独自の条例骨子案の策定、そして何より、仙台市に対して早期の条例策定の要望を進めて参りました。

そして、仙台市は、昨年7月に条例制定の方針を打ち出し、本年3月の貴会会議において条例制定についての計画概案を示しました。概案によれば、平成26、27年度の2か年をかけて貴会における年4回、計8回程度の議論を経て条例を立案し、制定すると計画されています。しかしながら、障害者差別の議論は全市民に関わることであり、より全市民的議論の過程で制定されるべきと考えます。3月に開催された貴会会議においても、より深く、時間をかけた幅広い議論の必要性が指摘されておりました。障害者差別を仙台市民全体の課題と捉え、官民一体となった条例策定が進みますよう、下記の通り要望申し上げます。

記

- (1) 障害当事者、支援者、行政、学識経験者、一般市民、教育分野、医療分野、(一般)事業者を含めた幅広い協議のために、決定権がある審議会や委員会(「(例)仙台市障害者差別禁止条例制定のための委員会」)の早期設置を仙台市へ具申して下さい。
- (2) (1)の委員会の設置が難しい場合は、障害者施策推進協議会の中に、条例制定のためのワーキンググループを作り、(1)同様の幅広い委員の元、条例の制定に向けた議論を行えるよう、仙台市へ具申して下さい。
- (3) 2年の期間で制定されることが望ましいですが、場合によっては検討の期間の延長も視野に入れ、内容の検討が不十分にならないようにして下さい。
- (4) 仙台市付属機関等の会議の公開に関する取扱要領第3条(※)を厳守するよう、仙台市へ具申して下さい。市民が十分な情報を得るため、協議会の傍聴ができる環境作りを進めるよう、仙台市へ具申して下さい。

※市付属機関等の会議の公開に関する取扱要領第3条(平成11年3月12日総務局長決裁)
 第3条／付属機関等は、会議を公開する場合には、会議を開催する日の1ヶ月前までに別記様式第1号をセンターにおいて市民等の閲覧に供するとともに、その写しを行財政改革課長に送付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急に会議を開催する必要がある場合等には、会議の開催決定後、直ちにセンターにおいて別記様式第1号を市民等の閲覧に供するとともに、その写しを行財政改革課長に送付しなければならない。

3 付属機関等は、公開する会議の開催について、市政だより等の方法により市民等に周知するよう努めなければならない。

以上

連絡先 誰もが暮らしやすいまちづくりをすすめる仙台連絡協議会(愛称:条例の会 仙台)

〒982-0011 宮城県仙台市太白区長町1丁目6-1 (CILたすけっと内 代表:杉山裕信)

[電話]022-248-6054 [FAX]022-738-9501

[Mail] jyourei@sendai@gmail.com [ブログ] http://blog.canpan.info/jyourei/

2014年5月吉日

仙台市長 奥山 恵美子殿

誰もが暮らしやすいまちづくりをすすめる仙台連絡協議会
(愛称:条例の会 仙台) 代表 杉山裕信

仙台市障害者差別禁止条例の策定にあたってのお願い

日頃より、仙台市におかれましては障害のある市民の権利保障のための様々な施策を協議いただいておりますことに対し、心より感謝申し上げます。

私たち「条例の会仙台」は、仙台市での障害者差別禁止条例(以下、条例)の制定をめざし、2009年10月21日に障害種別を越えて様々な障害当事者の団体や個人で組織された団体です。4年間の活動の中で、「障害者差別事例集」作成をはじめとした市民の皆様への啓蒙啓発活動、当会独自の条例骨子案の策定、そして何より、仙台市に対して早期の条例策定の要望を進めて参りました。

そして、仙台市は、昨年7月に条例制定の方針を打ち出し、本年3月の障害者施策推進協議会において条例制定についての計画概案を示しました。概案によれば、平成26、27年度の2か年をかけて同会における年4回、計8回程度の議論を経て条例を立案し、制定すると計画されています。

しかしながら、障害者差別の議論は全市民に関わることであり、より全市民的議論の過程で制定されるべきと考えます。3月に開催された推進協議会においても、より深く、時間をかけた幅広い議論の必要性が指摘されておりました。障害者差別を仙台市民全体の課題と捉え、官民一体となった条例策定が進みますよう、下記の通り要望申し上げます。

記

- (1) 障害当事者、支援者、行政、学識経験者、一般市民、教育分野、医療分野、(一般)事業者を含めた幅広い協議のために、決定権がある審議会や委員会(「(例)仙台市障害者差別禁止条例制定のための委員会」)の早期設置をして下さい。
- (2) (1)の委員会の設置が難しい場合は、障害者施策推進協議会の中に、条例制定のためのワーキンググループを作り、(1)同様の幅広い委員の元、条例の制定に向けた議論を行えるようして下さい。
- (3) 2年の期間で制定されることが望ましいですが、場合によっては検討の期間の延長も視野に入れ、内容の検討が不十分にならないようにして下さい。
- (4) 仙台市付属機関等の会議の公開に関する取扱要領第3条(※)を厳守して下さい。市民が十分な情報を得るため、協議会の傍聴ができる環境作りを進めて下さい。

※市付属機関等の会議の公開に関する取扱要領第3条(平成11年3月12日総務局長決裁)

第3条/付属機関等は、会議を公開する場合には、会議を開催する日の1ヶ月前までに別記様式第1号をセンターにおいて市民等の閲覧に供するとともに、その写しを行財政改革課長に送付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急に会議を開催する必要がある場合等には、会議の開催決定後、直ちにセンターにおいて別記様式第1号を市民等の閲覧に供するとともに、その写しを行財政改革課長に送付しなければならない。

3 付属機関等は、公開する会議の開催について、市政だより等の方法により市民等に周知するよう努めなければならない。

以上

連絡先 誰もが暮らしやすいまちづくりをすすめる仙台連絡協議会(愛称:条例の会 仙台)

〒982-0011 宮城県仙台市太白区長町1丁目6-1 (CILたすけっと内 代表:杉山裕信)

[電話]022-248-6054 [FAX]022-738-9501

[Mail] jyourei@sendai@gmail.com [ブログ] http://blog.canpan.info/jyourei/

仙台市、禁止条例策定に向けて

仙台市は2016年4月、「障害者差別禁止条例」

(仮称)を施行する。障害者と地域のあるべき姿は何か。差別に苦しんだ当事者や、既に条例を制定した先進地などを訪ね、現状と条例づくりのポイントを探った。

●遊んじゃ駄目

を理解するのに少し時間がかかる。

（報道部・土屋聰史）

できれば忘れてしました。障害のことば、知人を介して周囲に伝えたはずだった。だが、冷たい物言いは本大震災の避難所となつた仙台市の集会所・宮城野区の30代女性は、周囲の視線と言葉に苦しんだ。「障害がうつる」「迷惑だ」「『あの子』と一緒に遊んじゃ駄目」長男(5)は重い知的障害がある。避難所内を走り回ったりした。女性も軽度の知的障害者。話し相手の言葉

は何か。差別に苦しんだ当事者や、既に条例を制定した先進地などを訪ね、現状と条例づくりのポイントを探った。

●遊んじゃ駄目

を理解するのに少し時間がかかる。

（報道部・土屋聰史）

痛み

「カーデがたまると『退場』らしい。俺らは危ない」夫(43)がつぶやいた。女性は不安に駆られるあまり、長男を怒鳴ってしまう日もあつた。わが子の悲しそうな表情が、やるせなかつた。

●糾なんてない

ボランティアとして相談に乗った泉区の介護施設勤務小椋亘さん(31)は、當時を振り返る。「あの空間に『被災地の絆』なんてなかつた」と笑だした。「『あの子』と一緒にみません」。そう返すので

●糾なんてない

ボランティアとして相談に乗った泉区の介護施設勤務小椋亘さん(31)は、當時を振り返る。「あの空間に『被災地の絆』なんてなかつた」と笑だした。「『あの子』と一緒にみません」。そう返すので



●悔しさにじむ

不動産屋からアパートへの入居を断られた太白区の脳性まひの女性(29)は「多

くの健常者は私たちの気持

ちを知らないし、知ろうともしない」と悔しさを感じさせた。

市は年度内にも障害者差別の憲態把握に乗り出す。

3

メモ 障害者への差別禁止条例は2006年10月、全国で初めて千葉県で策定された。現在はさいたま市や大分県別府市など12自治体で施行されている。13年6月の障害者差別解消法成立に伴い、制定を目指す市が増えつつある。

なかつた。

ある日、避難所を運営す

る住民組織が、迷惑行為の

度合いに応じ「レッドカ

ード」「イエローカード」な

るものを作つていたと知つた。

トが中心で、生活上の悩みやトラブルにきめ細かく対

応する機関はない。

障害者でつくる市民団体「誰もが暮らしやすいまちづくりをするする仙台連絡協議会」は09年からアンケートを行い、差別の事例を集めている。寄せられた数は約300件に上る。

「障害者は仕事を結婚もしなくていい」と言われた」「『あなたに就労は無理だ』と嘲笑された」「温

避難所でののしられ

河北新報

1012年5月26日(月)

仙台市・禁止条例策定に向けて
補者との意見交換会を開催。奥山恵美子市長が「近い将来の条例策定を前向きに守れる社会を」4月中旬、仙台市内であつた福祉フォーラム。障害者差別禁止条例の策定を目指す市民団体「誰もが暮らしがやすいまちづくりをすすめる仙台連絡協議会」代表の杉山信裕さん(46)が訴えました。

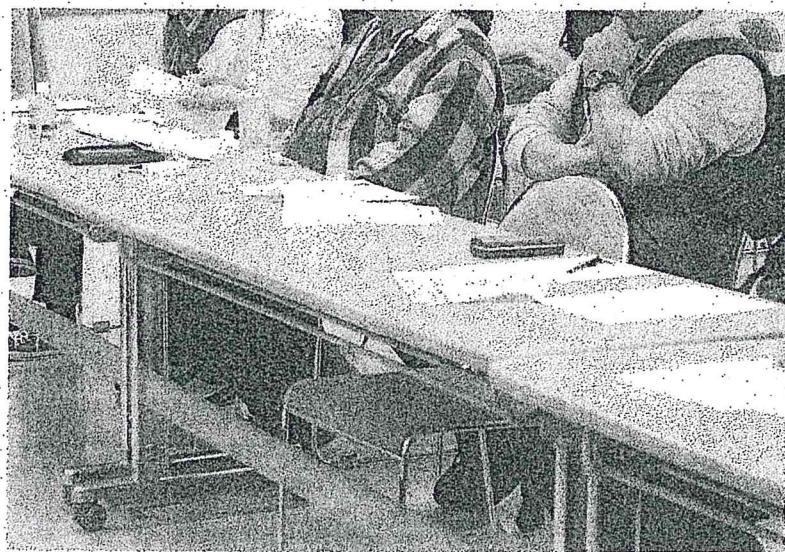
会場は空席が目立つ。手はまばら。「盛り上がりも、ホームページを更新しなかつたですね」。杉山さんは苦笑した。

内17の当事者団体が集まり発足。市に条例策定を求め続けてきた。13年夏の市長選では、候補者は「市民の大多数は健常者。

協議会は2000年、市街でパンフレットを配つて、「市民の大半が健常者」と話す。

権利獲得と共生対立

模索



●痛みに鈍感に
3月末、青葉区の市福祉プラザで行われた会合は一時、簪が飛び交つた。議題は条例の私案づくり。市に提出し、当事者の意向を条例に反映させるのが目的だ。だが、障害者の権利獲得を主張する人と、健常者との共生を重視する人との意見が食い違つた。

今も落としてころは見いだせていない。メンバーの一人は「差別をなくしたいという思いは一緒だが、差別体験によって条例に求められる内容が異なる。地域全体で機運を盛り上げるためにも、障害者同士がまとまり、協議会内部で不協和音が表面化した。

宮城県内では2004年、当時知事だった浅野史郎氏が日本で最初の障害者差別禁止条例の策定を提案。当事者や学識者らで組織する懇話会が素案を練っていたが、成立を待たずして浅野氏は辞任、議論がストップした。

飛び交う怒号

「うちには差別なんてない。お引き取りを」。障害者が働く福祉施設や企業から、門前払いされたこともあった。

「負けってきたわれわう」「権利意識を振りかざさることが目的ではないはずだ」

3月末、青葉区の市福祉プラザで行われた会合は一時、簪が飛び交つた。議題は条例の私案づくり。市に提出し、当事者の意向を条例に反映させるのが目的だ。だが、障害者の権利獲得を主張する人と、健常者との共生を重視する人との意見が食い違つた。

今も落としてころは見いだせていない。メンバーの一人は「差別をなくしたいという思いは一緒だが、差別体験によって条例に求められる内容が異なる。地域全体で機運を盛り上げるためにも、障害者同士がまとまり、協議会内部で不協和音が表面化した。

会間との温度差が縮まらない一方、条例づくりをめぐり、協議会内部で不協和音が表面化した。

期は16年4月。本年度内にも、条例の骨子を策定する方針だ。残された時間はそう長くない。

条例の理屈をめぐり、当事者間で主張が食い違つた協議会の会合

市が自指す条例の施行時期は16年4月。本年度内にも、条例の骨子を策定する方針だ。残された時間はそう長くない。

河北新報

二〇一四年五月二七日(火)

立場を理解歩み寄り

3月末、千葉県市原市の市健康福祉センターの電話が鳴った。「もしもし、障害者相談専用ダイヤルです」。広域専門相談員の朽名高子さん(65)は受話器越しに障害者の声に耳を傾けた。

相談員制度は、2006年に全国で初めて障害者差別禁止条例を策定した千葉県の事業だ。県内16カ所に窓口を設け、専門スタッフを一人ずつ配置する。相談内容によっては事案を調査し、仲介や是正勧告をする。相談件数は年間200~300件以上。「診療所で受診拒否された」といつ

たる相談がある一方、「店員に嫌な顔をされた気がする」というように単純に差別と判断していくケースもある。丁寧にほぐせば越して障害者の声に耳を傾けた。

●相談窓口設置

3月末、千葉県市原市の市健康福祉センターの電話が鳴った。「もしもし、障害者相談専用ダイヤルです」。広域専門相談員の朽名高子さん(65)は受話器越しに障害者の声に耳を傾けた。

●言い分を整理

相談員制度は、2006年に全国で初めて障害者差別禁止条例を策定した千葉県の事業だ。県内16カ所に窓口を設け、専門スタッフを一人ずつ配置する。相談内容によっては事案を調査し、仲介や是正勧告をする。相談件数は年間200~300件以上。「診療所で受診拒否された」といつ

たる相談がある一方、「店員に嫌な顔をされた気がする」というように単純に差別と判断していくケースもある。丁寧にほぐせば越して障害者の声に耳を傾けた。

●言ふことを整理



障害者からの相談に応じる朽名さん

メモ 千葉県の条例では、差別の定義を①障害を理由とする不利益な取り扱い②健常者と同等の社会生活を営むための合理的な配慮をしないなどと規定した。多くの市民に理解してもらおうと、ですます調で内容を分かりやすく解説した「解説指針」も添付している。

おわび 26日の「申構築」で「誰もが暮らしやすいまちづくりをするための仙台連絡協議会」代表は杉山裕信さんでした。

「条例はどのような」

ロセスで完成したのか。

「県民と行政の協働作業だった。官民連携の研究会を立ち上げ、当事者から体験談を800以上収集して白紙の状態からミーティングを計30回以上開くなどした結果、差別の実態と向き合おうという雰囲気が地域全体にじわじわと波及した」

石田路子氏

城西国際大教授

「条例直後はメディアが大きく取り上げて盛り上がったが、今はトーンダウンしているというのが正直な実感だ。県が施行3年後に行つた世論調査でも、条例を知っていると答えた人は全体の2割程度にとどまった」

「一方で、障害者と健常者の交流活動をたたえる県の表彰制度には、こ

トッピングのやる気が大切

これまで300を越える団体から応募があった。共訴える横断幕を持つてグダウンで回った。トッピングのやる気は地域に波及する。発信力を發揮して

「条例づくりに市民のほしい」

「条例策定と合わせて導入すべき施策は」

「条例が機能しているにからずやすい。新たにしたみち」奈良女子大大学院博士後期課程修了。学部フロンティア大助教授を経て2007年から現職。2011年から千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会委員。轟は地域医療福祉論。61歳名古屋市出身。

「条例は地域に根付いているか。」

「策定直後はメディアが大きく取り上げて盛り

上がったが、今はトーン

ダウンしているというの

が正直な実感だ。県が施

行3年後に行つた世論調

査でも、条例を知つてい

ると答えた人は全体の2

割程度にとどまった」

「一方で、障害者と健

常者の交流活動をたたえ

る県の表彰制度には、こ

「条例は立ち上げ、当事者から体験談を800以上収集して白紙の状態からミーティングを計30回以上開くなどした結果、差別の実態と向き合おうという雰囲気が地域全体にじわじわと波及した」

高梨憲司氏

「障害者差別をなくすための研究会」元副座長

「条例策定前後で何が変わったか。」

「専門の相談機関がで

き、ワントップで障害

者の声に耳を傾け、解決

策を探れるようになつ

た。何が差別なのか、明

確に定義したことで、人

は難しいとの声もある。

「認識のずれを整理す

る」差別は価値観などに

より良い条例へ

仙台市は2016年4月、「障害者差別禁止条例」を施行する。健常者と障害者の壁をなくす条例にするためにはどのような視点が必要なのか。

06年に全国で初めて条例を策定した千葉県の官民組織「障害者差別をなくすための研究会」の高梨

(聞き手は報道部・十慶聰史)

着地点探る作業が根幹

いろいろな立場の人たちが広がりを見せていく。できる」とも大きな影響がある。以前に比べ、知恵と意見を出し合い、意見交換ができる。後づ盾ができる。障害者の生活に関心を持った人も増えたと思う」

「条例づくりの根幹では、条例を踏みにじる悪質な事案に毅然(きぜん)と対する」

「認識のずれを整理すれば、あることしたことがある。こんなケースでも障害者は心を痛めているなどと具体例を挙げながら、時間をかけて議論することが大事だ」

「認識のずれを整理すれば、あることしたことがある。こんな内容で議論するところが大事だ」

「条例づくりは全国で進め、まずは興味のある人たちは集まってほしい。その動きが差別解消の一歩となる」

たかなし・けいじ 明治学院大卒。社会福祉法人愛光常務理事。視覚障害者総合支援センター(元所長)。障害者差別をなくすための研究会では、当事者の立場から差別の現状と課題を提言した。65歳。千葉県出身。





検討部会では障害当事者から多くの発言が出た。2013年3月4日撮影(提供 いずれも京都権利実行委員会事務局)

2 2014年3月、京都府議会で「障害のある人も安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」が成立した。障害者の差別禁止条例としては全国で初めて、障害女性の「複合差別」について触れた。背景には、当事者の声を生かすための粘り強い取り組みがあった。条例の検討会議の委員であり、障害当事者の村田恵子さんと、「京都実行委員会」で事務局を務め、検討会議を傍聴してきた松波めぐみさんに話を聞いた。

条例づくりの取り組みは08年から始まった。京都府内の42の障害当事者団体や支援団体が集まり、「障害者権利条約の批准と実施をめざす京都実行委員会」が立ち上げられ、行政への働きかけや会議を重ねた。

12年、条例案の作成にあたって、京都府が検討会議を設置した。福祉、医療、教育、障害当事者との家族などさまざまな場から検討委員が集まり、13回にわたり会議が行われた。さらには障害当事者が主導し

全国初 障害女性の複合差別が条例に 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例



条例が可決、成立した3月11日に。左から4人目が村田恵子さん、左から3人が松波めぐみさん

京都府の承認を得た「検討部会」も設置され、検討会議へ意見が出された。

尊厳を奪われた奴や
京都府の承認を得た「検討部会」も設置され、検討会議へ意見が出された。

村田さんは検討会議において、障害女性に対する深刻な差別があること、その背景には女性差別が存在すること、条例についてした「複合差別」に対する視点を組み入れることを一貫して主張した。

しかし当初、ほかの委員たちの反応は鈍かつた。33人の検討委員のうち女性はわずか3人、さらに障害女

性は村田さん一人。「障害者があなたは男女とも同じようだと言った」というのが大変やしなあ」というのが大多数の反応でした。

どれほど深刻かが見えていないからです」

そこで村田さんは具体的

な事例を提示しながらの発見書を検討会議に提出した。

京都で開催されたシンポジウムや「D福」女性障害者

シットワーカー」を通じて得られた1000を超える事例の一部である。そこには

人としての尊厳を踏みにじらっている実態と、強い怒りと悲しみの声があった。

勇気をもって訴えていた「職場で男性が私から見

流れが変わった

松波さんは「部会が意見書を出すことで検討会議に緊張感が生まれ、議論が活発になっていました。この無理して働くなど

が検討会議で共有されてい

くから、議論の流れが少

しつ変わってきました。

松波さんは「部会が意見書を出すことで検討会議に

緊張感が生まれ、議論が活

発になっていました。こ

うした会議は得して形

的にないからですが、後半

になって発言し始めた委員

もいて、実質的で真摯な議

論が交わされるようになりました」と振り返る。

百点ではないが…

検討委員の中で唯一の障害女性当事者として、村田さんは障害女性の複合差別

として単独の条項をつくるべきを主張し続けた。複数別の差別に対する対応の必要性は少しずつ理解されたものの、最終的には全文で「性別による区分した配慮」が、第8条(基本理念)に「障害者自身が自分とうまく適切な配慮を受けるべきである」として記載された。これは障害女性だけではなく、男性も健常者も含めた人権問題の本質を含んでいると思っています。(村田さん)

こうした障害女性が置かれる現実と複合差別の複数の性別に対する配慮の年齢等による複数的な原因

に対応した配慮が、第8条(基本理念)に「障害者自身が自分とうまく適切な配慮を受けるべきである」として記載された。これは障害女性だけではなく、男性も健常者も含めた人権問題の本質を含んでいると思

っています。これは障害女性だけではなく、男性も健常者も含めた人権問題の本質を含んでいると思

一方で、相談機関や相談員の教育を受け、体制をしっかり整えなければ第二次被害を生む恐れもある。条例を生みた、村田さんたちは障害の有無を超えた女性たちのネットワークを作り、じかにシェアしはじめて準備を始めている。

乗車料金の改定について、私は反対です。なぜなら、乗車料金を高めると、低所得者層が公共交通機関を利用しにくくなるからです。また、バスの運行コストは、乗車料金によって決まります。料金を高めると、運行コストも高くなり、結果的にバスの運行が困難になります。そこで、私はバスの運行コストを削減するため、乗車料金を改定する方針を採りました。

(議長) お手元に配布した資料によれば、「公営バス運賃改定案」では、乗車料金が現行の1回乗車料金100円から、1回乗車料金150円へと改定される予定です。この改定案は、公共交通機関の運行コスト削減を目的としています。しかし、私はこの改定案に反対します。なぜなら、乗車料金を高めると、低所得者層が公共交通機関を利用しにくくなるからです。また、バスの運行コストは、乗車料金によって決まります。料金を高めると、運行コストも高くなり、結果的にバスの運行が困難になります。そこで、私はバスの運行コストを削減するため、乗車料金を改定する方針を採りました。

障害者差別禁止条例

無職 神田 拓
(45歳・仙台市青葉区)



私は、この条例を支持します。なぜなら、障害者に対する差別をなくすことが、社会の公正と平等を実現するための重要な取り組みだからです。また、この条例は、障害者の権利を保護するための法律であり、社会全体の発展に貢献する重要な法律です。

一方で、この条例には、企業や団体に対する影響が大きい点があります。企業や団体は、この条例によって、障害者に対する差別をなくすための努力を怠らなければなりません。そのため、企業や団体は、この条例に対する理解と協力を得るために、多くの労力と時間が必要になります。

しかし、この条例は、障害者に対する差別の根絶をめざすものであり、社会全体の発展をめざすものであるため、企業や団体は、この条例に対する理解と協力を得るために、多くの労力と時間が必要になります。

少人数派視点策定に必要

私は、この条例を支持します。なぜなら、障害者に対する差別をなくすことが、社会の公正と平等を実現するための重要な取り組みだからです。また、この条例は、障害者の権利を保護するための法律であり、社会全体の発展に貢献する重要な法律です。

一方で、この条例には、企業や団体に対する影響が大きい点があります。企業や団体は、この条例によって、障害者に対する差別をなくすための努力を怠らなければなりません。そのため、企業や団体は、この条例に対する理解と協力を得るために、多くの労力と時間が必要になります。

8

「障害者 声あげ法律使つて」

難病の大野更紗さん講演

闘病記「困つてゐるひと」で知られる難病患者で作家の大野更紗さん(29)が22日、仙台市青葉区で講演し、障害者差別解消法の活用を呼びかけた。みずから大学時代を紹介しつつ、「障害のある」本人が声をあげ、法律を積極的に使って」と訴えた。

昨年6月にできた差別解消法は、障害のある人が壁を感じないで生活できるよ

うに、合理的配慮をするこ

とを自治体や会社に求めて

いる。

車椅子にのる大野さんは、大学の入学式場に階段のない裏口から入れてもらつたことや、色弱の人と一

いが、他県の条例つくりに触れつつ、「東日本大震災の経験を生かせる強みがある。がんばって」とエールを送った。(中林加南子)

緒に学内を回り、トイレのマークを改善してもらった

取り組みを披露。集まつた障害者や支援者に「合理的配慮の第一歩は、一人ひとりがニーズを発すること。難しいことではない」と話した。障害者の権利に関する条例が、県内にはまだないが、他県の条例つくりに触れつつ、「東日本大震災の経験を生かせる強みがある。がんばって」とエールを送った。(中林加南子)

差別解消に向け、障害者自身が声を上げることの重要性を訴える大野更紗さん(左端)ら=仙台市青葉区で



仙台で障害者差別について考えるフォーラム
作家・大野さん講演

毎日新聞

2014年
6月23日(月)

誰もが暮らしやすいまちづくり」が22日、仙台市青葉区で開かれた。難治性の皮膚筋炎などを患う作家の大野更紗さんが講演し、昨年成立した障害者差別解消法について解説。「障害者本人が声を上げ、困つていることが大変だ」などと訴えた。

同市で障害者差別禁止条例の制定を目指す障害者らで作る「条例の会仙台」が主催し、市民ら約100人が参

加した。差別解消法は社会や企業に対し、過重負担にならない範囲で、個々の障害特性に合わせた支援を行う「合理的配慮」を求めている。大野さんは、障害の種類に応じて一律に支援するのではなく、一人一人のニーズに配慮することの必要性を強調。「本人が声を上げるのではなく、一人

することはないが、議論せずして『共生』は実現しない」と呼びかけた。障害者同士の対談や差別体験の発表もあり、参加者が「障害者を特別扱いせず、対等な立場で関わってほしい」と訴えた。

仙台市長 奥山 恵美子殿

誰もが暮らしやすいまちづくりをすすめる仙台連絡協議会
(愛称: 条例の会 仙台) 代表 杉山裕信

仙台市障害者差別禁止条例の策定にあたってのお願い

日頃より、仙台市におかれましては障害のある市民の権利保障のための様々な施策を協議いただいておりますことに対し、心より感謝申し上げます。

6月25日に行われた障害者施策推進協議会を私たちも傍聴させていただきました。冒頭奥山市長より、「ここ仙台市で、差別を解消し共生社会を実現させたい。障害者差別解消法に合わせて、仙台市としても自立と社会参加が大きく前進していく為にも、差別禁止条例を作っていく。制定までの進め方は、いろいろな方法があるが、この差別禁止条例は、ただ制定されれば良いというものではない。一般の方々を巻き込んで、より多くの市民や当事者の方々と共に作っていく“プロセス”が大切だと思っている。時間がかかっても、じっくり議論して、生活に活かせる条例を作っていく。」以上のような発言がありました。

これについては私たちもまったく同感であります。

その後の協議会においても、委員の皆さんから改めてより深く、時間をかけた幅広い議論の必要性が指摘されておりました。それに対し仙台市からは以下の点が発言されました。

- (1) 条例の協議は、仙台市障害者施策推進協議会でおこなう。
- (2) 臨時委員は5人である。
- (3) 2016年4月の条例制定を目指す。

しかしながら協議会には、第4期仙台市障害者福祉計画も答申され、また障害者優先調達法の報告もなされており、今後条例についての議論は、臨時委員が5名追加されても協議会の時間だけでは不十分と思われます。

また、制定までのスケジュールが出されました。来年度12月議会に条例案を提出するとなると、来年度の協議会は3回、今年度は残り4回、計7回しか協議ができません。これでは、市長の発言の「一般の方々を巻き込んで」「共に作っていく“プロセス”が大切」「時間がかかっても、じっくり議論」していくという方向性と全く異なります。そのことを踏まえ以下の点を要望いたします。

記

(1) 障害者施策推進協議会の中に、条例制定のためのワーキンググループを作ること。

障害当事者、支援者、行政、学識経験者、一般市民、教育分野、医療分野、(一般)事業者を含めた幅広いメンバーを集め、条例の中身をじっくり審議して下さい。

(2) 2年の期間で制定されることが望ましいですが、場合によっては検討の期間の延長も視野に入れ、内容の検討が不十分にならないようにすること。

(3) 今回の協議会でも付属機関会議開催のルールが守られていません。仙台市付属機関等の会議の公開に関する取扱要領第3条を厳守すること。協議会の傍聴ができる環境作りを進めること。傍聴者の定員を設けないこと。

(4) 十分な予算措置を取ること。

今年度予算措置として36万9千円が計上されています。今後の取り組みを見ても不十分な金額ではないかと危惧しています。その内訳についてお知らせください。

(5) 手話を言語として普及する動きが自治体で出ています。市民が十分な情報を得るために幅広い見地から、推進協議会での手話通訳の設置を行うこと。

以上

誰もが暮らしやすいまちづくりをすすめる仙台連絡協議会（愛称：条例の会 仙台）

〒982-0011 宮城県仙台市太白区長町1丁目6-1 (CILたすけっと内 代表:杉山裕信)

[電話]022-248-6054 [FAX]022-738-9501

[Mail] jyoureisendai@gmail.com [ブログ] <http://blog.canpan.info/jyourei/>

河北新報

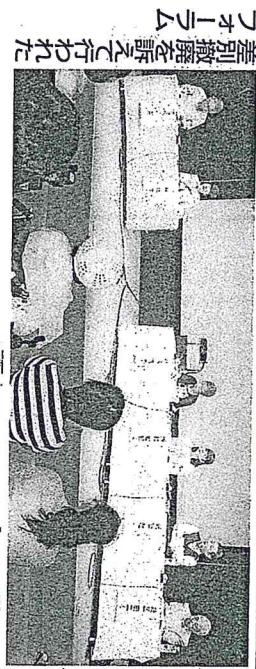
2014年9月8日(月)

障害者差別 心地よく、ひび 消除

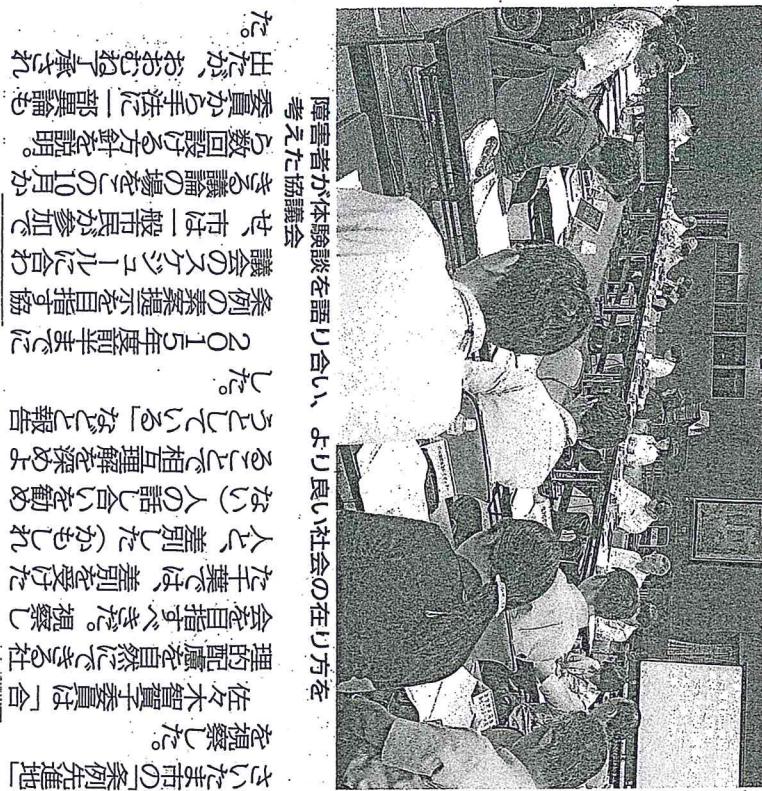
12

仙台市・条例制定へ意見交換会
口五口やいじめ…体験談
仙台市が障害者団体
市障害者団体連携議会
の第2回開催された。この会合は毎回20人を超える市議会議員や市役所職員なども参加する。この回では、市議会議員による意見交換が行われた。小林純子代表理事は、「市議会議員による意見交換は、これまでなかった」と話す。また、市役所職員は、「市議会議員による意見交換は、これまでなかった」と話す。また、市役所職員は、「市議会議員による意見交換は、これまでなかった」と話す。

「河北新報」の記事によると、この意見交換会では、市議会議員による意見交換が行われた。小林純子代表理事は、「市議会議員による意見交換は、これまでなかった」と話す。また、市役所職員は、「市議会議員による意見交換は、これまでなかった」と話す。



仙台市・条例制定へ意見交換会



障害者が体験談を語り合い、より良い社会の在り方を考えた協議会

市議会議員による意見交換会が開催された。この会議は、市議会議員による意見交換が行われた。小林純子代表理事は、「市議会議員による意見交換は、これまでなかった」と話す。また、市役所職員は、「市議会議員による意見交換は、これまでなかった」と話す。

2014年9月30日

仙台市長 奥山恵美子 殿

誰もが暮らしやすいまちづくりをすすめる仙台連絡協議会
(愛称 条例の会仙台) 代表 杉山裕信
住 所 仙台市太白区長町1丁目6-1(CILたすけっと気付)
電話番号 022-248-6054

仙台市の「障害者の差別解消に関する条例」をつくるにあたっての提案

謹啓 貴殿におかれましては、平素より障害者福祉へのご尽力に感謝申し上げます。

さて、ご存じのとおり、当会では「障害者の差別解消に関する条例」の制定について協議されている、仙台市障害者施策推進協議会を継続的に傍聴しております。

9月5日に行われた協議会では、私たちの要望にお答え頂いた部分も多く見受けられました。条例制定に向けた市としての前向きな姿勢を感じています。

その上でよりよい条例を作り上げるために、いくつかの提案をさせていただきます。

本来ならば直接お会いして提案するべきところ、今回議会中ということで時間が取れないとのお返事でしたので、文書にて失礼いたします。

是非、10月10日の協議会へ向けた検討の際に参考にしていただきたいと思います。また、臨時委員として選ばれた杉山より直接協議会へ提案させてもらいたいと思っています。

宜しくお願いします。

謹白

記

1. 条例制定へ向けた基本的な取り組みについて

仙台市が「障害者の差別解消に関する条例」をつくるということ自体を、もっと広報・宣伝していただきたい。

先進地の千葉・埼玉でさえ、条例の認知度は2割という報告がありました。仙台市でも現在こういった条例を作ろうとしているということ自体がまだまだ知られていません。仙台市民のより良い暮らしの為に制定する条例であるので、作る過程の段階から、より多くの一般市民に条例制定に興味を持つてもらい話し合いに参加してもらえるよう、市政だよりや新聞・マスコミなどをを利用して、広報・宣伝していただきたい。

2. 障害者施策推進協議会に対する提案について

(1) 協議会への傍聴の呼びかけをもっと広く行うべきと考えます。

条例が浸透するためには、制定過程からより多くの人が関わったと感じられることが重要です。現在協議会の広報は、ホームページに掲載する等のいわば「待ち」の姿勢です。市が把握している障害者団体・福祉事業者へ、協議会の開催のお知らせ、傍聴の呼びかけを、電子メール等で積極的に広報していただけないでしょうか。沢山の方に傍聴してもらいたい

いので、私ども条例の会仙台も微力ながらチラシ等を作り、広報の御協力をさせていただきます。

(2) 協議会の傍聴者にも発言できるようにしてください。

現在、施策推進協議会の傍聴者には発言権が与えられていません。本来の協議会の性格には反するかもしれません、条例制定についてより多くの方から意見を求める必要があるならば、一般市民もどんどん意見が言えて議論できる場にしていただきたい。

(3) 推進協議会の協議内容に、しっかりと委員の意見を取り上げて下さい。

10月10日(金)開催のレジメを事前に読ませていただきました。前回の協議会の中で、委員から、ココロンカフェの開催や運営の仕方、ココロンカフェで出た市民からの意見をどのように条例に活かすか等の多くの意見が出されました。10日のレジメには、ココロンカフェについては「報告事項」の扱いになっており「協議事項」には載っていませんでした。その他にも、条例の会仙台としても事前に意見書を提出しているにもかかわらず、10日のレジメにはほとんど取り上げられておりません。委員から出た意見に対して、もっと真摯に受け取っていただき、協議会の場で皆で協議しながら、その決定したことを、しっかりと反映させていただきたい。

3. (仮称) 障害がある人もない人も暮らしやすいまちづくりを考えるカフェ (愛称ココロンカフェ) に対する提案について

(1) 開催回数はもっと増やしてください。

開催回数が4回では足りません。もっと回数を増やした方がいいでしょう。大きいものもあれば、小さいものもあってもいいと思います。例えば、(11月に2回)、(12月に2回)、(1月に1回)、(2月に2回)、(3月に1回)の計8回は開催していただきたい。

(2) カフェの会場について

開催場所は本庁舎8Fホールが提案されましたが、その他にも、例えば、市街地にある仙台市市民活動サポートセンターを活用する、また、市民センターを活用し各区単位で開催することも検討してはいかがでしょうか。それから、一般企業に対する啓発活動になると思うのですが、私ども条例の会仙台と一緒に街角の喫茶店等でカフェができるような働きかけはできないでしょうか。

(3) 運営方法について

①主催は仙台市、企画・運営○○会といった形で、ココロンカフェの企画・運営を障害者施策推進協議会の所属団体等に、担っていただきたいかがでしょうか。もちろん内容につき仙台市と打ち合わせを必要はあるでしょうが、そうすることによりココロンカフェの内容も幅広いものになり、回数がふえても対応できると思います。何より私たちの側が受け身の立場だけではなく、まさしく市民協働で作っていくことが大切と考えます。

②市・区社会福祉協議会に協力を呼びかけましょう。社会福祉協議会のつながりを生かしてもらい、地域団体へも働きかけをおこなったり、民生委員や町内会や商店街などにも参加の呼びかけをしていただきましょう。

③市民活動団体の独自企画も、互いの意思が一致すれば、ココロンカフェの一環として位置付けてはいかがでしょうか。条例の会では6月と9月に誰もが暮らしやすい街づくりフォーラムを開催しました。例えばそのような活動も、仙台市との共催事業・後援事業と

いうかたちで開催させていただき、市主催のココロンカフェと同等の意味合いで意見や報告を受け止めていただき、協議会の議論に反映させてはいかがでしょうか。

④出前講座をやりましょう。来ていただくのを待つだけではなく、小・中学校・高校・大学、障害者施設、医師会、弁護士、教育委員会、警察等との意見交換会。いろんな団体へ出かけて行ってはいかがでしょうか。以上のことを行うだけでも、ココロンカフェの開催回数は、4回、8回などと言わず、条例ができるまでの間に100回でも200回でもできると思います。

(4) ココロンカフェの内容について

タウンミーティング（市民対話集会）やワークショップの他、ココロンカフェで、車イス体験や視覚障害の体験をやると、理解も深まると思います。また、不便さや怖さなども分かることと思います。実際に車いすとかで、お店に行くのも良いと思います。

(5) 仙台市市民局市民協働推進課との連携について

カフェの手法については、「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」の改正に向けた市民公益活動促進委員会・市民カフェの取組が先行しています。そのノウハウを是非、仙台市障害者施策推進協議会の議論においても提供・共有して頂きたいと思います。そうすることにより、障害者分野でのカフェの開催をより効果的に進めることができます。また、異分野での交流が図られることにより、互いの条例に対する理解が進み、お互いにとってプラスになります。

(6) カフェで出た差別事例の活用について

前回の協議会でも意見が出されていましたが、ココロンカフェで出た事例が、どのように協議会での議論に反映され、条例の内容に活かされるか、その道筋を明確にしていただきたい。

(7) ココロンカフェの名称について

「ココロンカフェ」の愛称が定着するまでは、仮称であっても「(仮称) 障害がある人もない人も暮らしやすいまちづくりを考えるカフェ」という言葉をメインにして使った方がいいと思います。「ココロンカフェ」だけでは何がテーマのカフェかわからないので、カフェを開催しても参加者が集まらないのではないかという心配があります。

4. 広報について

(1) 全ての福祉機関をはじめ、広く一般市民へ向けて、推進協議会のお知らせだけでなく、カフェやシンポジウムなどの広報もおこなって下さい。

現在、協議会の広報は、ホームページに掲載する等のいわば「待ち」の姿勢です。市が把握している全ての障害者団体・福祉事業者はじめ広く一般市民へ向けて、施策推進協議会の開催のお知らせ、傍聴の呼びかけ、ココロンカフェ開催のお知らせ、シンポジウムのお知らせ等の条例制定に向けての取組みを、電子メール等で積極的に広報し、市民を巻き込む視点が大事ではないでしょうか。

5. 障害者施策推進協議会を傍聴して気が付いた点

(1) 障害者施策推進協議会の臨時委員の肩書について

働いている事業所名が載っていた方は、事業者の代表の方かと、書類だけでは誤解しまし

た。当事者であるなら、どの障害の立場で参加しているのかも、明確にしていただきたい。

(2) 臨時委員の増員について

今後、更に事業者・地域団体等に所属する方を3~4名増やすことですが、もう若干名の増員を検討していただきたいと思います。教育、労働、商品及びサービスの提供者、公共交通、建築・道路・清掃、福祉、医療、情報保障、不動産、商工会、弁護士会など、できるだけ幅広い分野の方の参加を期待します。

(3) 時間を決めて実施し、休憩を入れていただきたい。

しっかりした議論をするのはいいと思いますが、10時は遅すぎると思います。最初から長時間になることが分かっているのなら、途中休憩も入れてください。

(4) 当事者委員であっても、発言時間を守っていただきたい。

ハンディを考慮しても、司会か執行部かどちらかの方が、進行役としてルールに留意し発言していただくよう、もっとしっかり促すべきだと思います。

(5) 要約筆記のスクリーンの増設してください。

要約筆記のスクリーンは、耳が聞こえない人の情報保障だけの役割ではなく、声が小さい人の話や、言語障害のある方の声を理解する一助になる場合もあります。誰でも話が分かりやすくなるという視点からも、委員の人もスクリーンが見えるように配置するため、3台は設置が必要だと感じました。

以上

障害に関心を 50人意見活発

障害がある人もない人も暮らしやすい街とは
クショップによる差別解消のための条例制定をめざす仙台市は、障害の有無に関わらず互いに理解しあうための場としてワークショップ「ココロン・カフェ」を始めた。来年3月までにあと3回開く予定で、集まつた意見は条例づくりの議論にも反映される。

■ココロン・カフェの今後の日程

第2回・23日午後2時、市役所本庁舎
▽第3回・来年1月27日午前10時、市福祉プラザ▽第4回・同3月1日午後2時、同プラザ。申し込みや問い合わせは仙台市障害企画課へ電話(022・214・8163)かファックス(022・223・3573)、メール(fuk005330@city.sendai.jp)で。

仙台市ワークショップ「ココロン・カフェ」

と」などの意見が出た。

市障害企画課の担当者は「差別や偏見をなくしていくためにも、このような場

で障害のある人との人が出会うのは有効。次回も多くの人に参加してほしい」と話す。



第1回ココロン・カフェでは議論が白熱し、「時間が足りない」という声もあがった=仙台市青葉区

先月開催の1回目では

「障害ってなに?」「障害に関する自分の体験」などのテーマごとに少人数のグループに分かれ、飲み物やお菓子を手にリラックスした雰囲気の中で熱心に意見を交わした。

「障害とは、自分との違い多様性を受け入れられないこと」といった当事者

「職場に私の『説明書』」「それいいかも」

「私は、『私の取り扱い説明書』を職場の人へ渡しています」。ココロン・カフェで高橋望さん(33)=仙台市青葉区=が切り出した話に、周りの人は「それいいかも」と笑顔を見せた。高橋さんはスープで働きながら、9月から市条例づくりの委員も務める。発達障害と軽度の知的障害がないこと」などと話した。

(船崎裕)

説明書には「数字は苦手」など、できないことや助けてほしいことを具体的に書き、「話すのは得意」とプラス面もアピール。今では職場の仲間に助けられ、できることも増えた。

「見た目ではわからない障害だと理解してもらえないことも多い。具体的な説明書を渡すだけでかなり変わった」という高橋さんに周囲の人はうなづいた。

高橋さんは学生時代、自分が嫌で障害者手帳を取らなかつた。だが、短期大学を卒業して数年後、知人が運営していた障害福祉施設でほかの障害者と接するうちに、「手帳はいろんなことを始めるために必要なパスポートだ」と考えが変わり、取得を決断。就労支援を受け、5年ほど前にスープへの一般就労を果たし、今も週5日働く。

ココロン・カフェの後、高橋さんは「自分が自分のことを発信することで、障害のことを知つてもらいたい」と思つていて。だからカフェでいろいろな人と話せたのは本当にうれしかった」と話した。

みやぎ社保協 FAX NEWS

2014年12月19日 Fri No.538

さよつされん。社保協共推 子音三

“やっぱり地域で暮らしたい”

地域移行をどう考えるのか？

2015年1月18日(日) 14:30-
シルバーセンター第2研修室 / 資料代 500円〒980-0022 仙台市青葉区五橋1-5-13
宮城県社会保障推進協議会

Tel 022-223-0566 / Fax 022-223-0977

e-mail miyagisyahokyo@r8.dion.ne.jp

青森生存権裁判／仙台高裁『不当判決』 “最後までたたかい続ける” 事前集会・傍聴者満員・報告集会 100名が参加！



判決の内容について報告。支援団体からも激励の挨拶を行いながら、参加した原告からも「最後までたたかいます」「貧乏は本当に辛い」等、思いが語られました

原告たちは年内にも上告する予定で、老齢加算廃止を巡るたたかいは最高裁判所に場所を移ることになります。

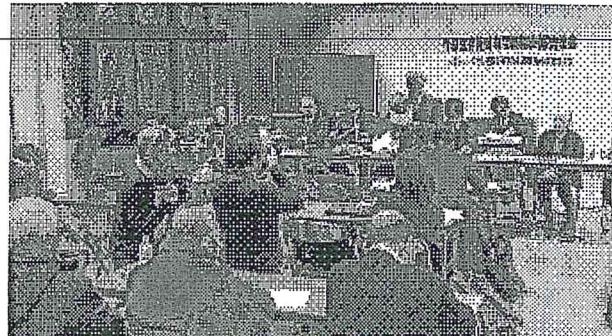
(写真左／原告4人を囲んでの裁判所前集会)

(写真右／判決後行われた報告集会、100名が参加)

12/16(火) 生活保護老齢加算廃止に伴う青森生存権裁判の仙台高裁での判決日を迎え、雪の降り積もる中、関係者・支援者など100名が参加して判決を見守りました。

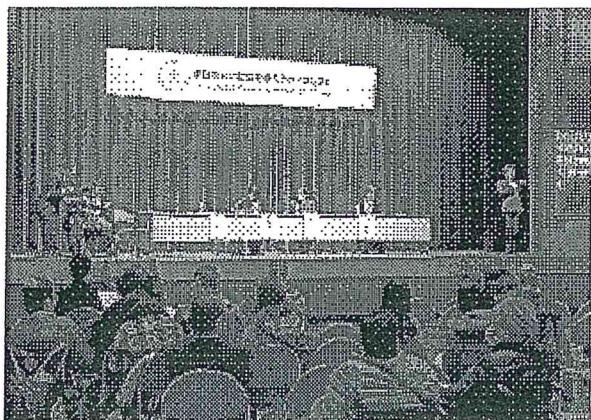
午後2時に開廷された裁判では、訴えを『棄却』する旨の判決が伝えられ、関係者らが不当な判決に対して、裁判所前の公園でシュプレヒコールを行いました。

判決後行われた報告集会にも100名が参加し、



誰もが暮らしがやすいまちづくりをすすめる仙台連絡協議会
&ありのまま舎共催企画

第1回 トークカフェ開催しました！



12/14(日) 条例の会仙台とありのまま舎が共催して行われた第1回 差別のない社会を考えるトークカフェには40名が参加して、様々な障害への理解や交流を深めました。

第1部で行われたシンポジウムでは、市施策推進委員3名を迎えて、それぞれの立場で障害者差別禁止条例制定に向けた思いが語されました。

第2部ではハイタッチセッションが行われ、参加者一人ひとりが向かい合い、交流を深めました。

その後、条例の会仙台で議論してきた条例「骨子案」が紹介され、参加者全員で確認しました。

河北新報 2015年1月13日(火)

「障害」表記を考える

仙台当事者や支援者ら討論



「障害」の表記について意見が交わされたパネル討論

連絡協議会 (愛称・条例の会)仙台)は12日、「差別のない社会を考えるトーカフェ」を仙台市青葉区の市シルバーセンターで開いた。仙台市が制定を目指す障害による差別解消条例に、障害のある人や家族、支援者の声を反映させる狙いで開催し、昨年12月に続き2回目。今回も「障害」の表記がテーマで、市民ら約50人が参加した。

障害者によるパネル討論では、「害」に否定的なイメージがあるとして、「障壁や妨げを意味する「障碍(しようがい)」」

や平仮名「じょうがい」を推す意見が出た。「言葉を変えても状況は変わらない。障害を否定せず

に受容し、障害者のイメージを変える取り組みこそ必要だ」との声も上がった。

市は、同じ12月の条例案提出、来年4月施行を目指す。条例の会仙台は、今月中にも独自の条例案骨子をまとめることで、杉山裕信代表は「条例に反映させたい」と語った。

障害を理由とする差別解消条例の制定に向けて検討する仙台市障害施設推進協議会が9日、市役所で開かれ、今後の議論の進め方や、ことし11月をめどに条例のあり方を答申するスケジュール案を了承した。市は12月の市議会定例会に条例案を提出し、2016年4月の施行を目指す。

河北新報 2015年1月10日(土)

障害者差別解消
12月議会に
条例案提出

仙台市施策推進協議会は、12月議会に条例案提出をめどに、条例案をまとめる予定で、

役割」「解消のための取り組み」「相談支援体制」に論点を分け、検討を進める方針を確認した。

差別行為の定義については委員7人で構成する検討部会を設置し、個別の事例分析を行う。5月までに差別となる行為や差別の要因、対象者などをまとめた事例集を作り、協議会へ報告する。

協議会は8月から11月に中間案をまとめ、パブリックコメント(意見公募)を経て11月に奥山恵美子市長に答申する。健常者と障害者が一緒に障害について考えるワークショップ「ココロン・カフェ」は、条例の制定まで計14回開く予定。

役割」「解消のための取り組み」「相談支援体制」に論点を分け、検討を進める方針を確認した。

差別行為の定義については委員7人で構成する検討部会を設置し、個別の事例分析を行う。5月までに差別となる行為や差別の要因、対象者などをまとめた事例集を作り、協議会へ報告する。

今こそ生かそう障害者権利条約！ 進めよう私たちの望む制度改革を！

～“医療・介護・障害年金・生活保護・障害者総合支援法”私たちの生活はどうなるの～

みやぎアピール大行動2014 実行委員NEWS

<http://blog.canpan.info/miyagidaikoudo/>

2015.1.16.Fri No29

発行／みやぎアピール大行動実行委員会

仙台市宮城野区松岡町17-1（コッペ内）

Tel : 090-9740-7799 (代表：鶴見) FAX : 022-299-1279

メール : appeal318@hotmail.co.jp



条例の会仙台と社会福祉法人ありのまま舎共催 差別のない社会を考えるトークカフェⅡ 『障害』の表記についてどう思いますか？ 仙台 当事者や関係者55名が参加し熱い討論



(写真上) 「障害」表記について意見が交わされたパネル討論)

1/12（月祝）仙台市シルバーセンター第2研修室で条例の会とありのまま舎共催による「差別にのない社会を考えるトークカフェⅡ」が開かれ55名の当事者・関係者が集い『障害』の表記について熱い議論が行われました。

パネル討論では「障害」「障がい」「しうがい」「障碍」の4つの表記についてそれぞれの立場で発言が行われました。これ以外にも「チャレンジド」と使用する団体の紹介や「害」だけではなく「障」についての使用の問題が語られながら、「言葉を変えても状況は変わらない。障害を否定せずに受容して、障害者の

イメージを変える取り組みこそが必要」という発言も加えられました。参加者からも様々な立場で幅広い議論が行われ、「障害者」そのもののひらがな表記を求める意見や表記そのものの言葉を考える提起など、多くの方々からの意見が出されました。

精神科病棟転換型居住系施設!!



きょうされん宮城支部 市民公開セミナー

“やっぱり地域で暮らしたい”

地域移行をどう考えるのか？

2015年1月18日(日) 14:30-

シルバーセンター第2研修室 □資料代 500円 (事前申し込み不要)

□講師 赤松英知氏 (きょうされん常務理事)



私たち抜きに 私たちのことを決めるな！

仙台市長 奥山恵美子 殿

誰もが暮らしやすいまちづくりをすすめる仙台連絡協議会
(愛称 条例の会仙台) 代表 杉山 裕信

仙台市の「障害者の差別解消に関する条例」を つくるにあたっての申入れ

謹啓 貴殿におかれましては、平素より障害者福祉へのご尽力に感謝申し上げます。

前回1月9日の施策推進協議会では、条例策定に関わるスケジュールが提示されました。その内容を見ると今年11月上旬に答申が出されることになっています。

しかしながらそのスケジュールでは十分な議論を保障するものとは言えません。臨時委員が新たに4名増やされたことも考慮すると、なおさらその感を強くします。

障害者差別の議論は全市民に関わることであり、より全市民的議論の過程で制定されるべきと考えます。つきましては、よりよい条例を作り上げるために、いくつかの提案をさせていただきます。

宜しくお願ひします。

謹白

記

1. 条例の会仙台では、障害者の視点で骨子案を作成しました。是非、施策推進協議会における議論に反映させてください。
2. 2016年4月の条例施行にとらわれず、施策推進協議会において十分な議論を行って下さい。
条例の会仙台で出された意見としては以下のようなものがありました。
 - ・条例制定に向けてスケジュールを急ぎすぎているので、条例制定の施行日を遅らせることも視野に入れ、スケジュールの再調整をすべきではないか。
 - ・条文(案)についても、施策推進協議会で議論すべきである。
 - ・出された論点につき、十分な議論の時間が確保されるのか。
 - ・臨時委員も含め委員一人一人の発言の確保ができるのか。
3. 市民協働をより一層進めるためにも、ココロンカフェ以外に市民誰もが参加できて条例に市民の意見が反映されるしくみ・機会を作って下さい。
条例の会で出された意見としては以下のようなものがありました。
 - ・条文(案)が出た後で市民にも議論する場をつくるべきだ。
 - ・条例が成立する前に市民公開のシンポジウムをするべきだ。
 - ・差別事例検討部会を協議会委員だけではなく、市民も入れるべきではないか。
4. ガイドラインを作るべきである。
広く市民の皆様に条例の内容や障害、社会的障壁(バリア)等に関する理解を深めていただくため、作成して下さい。

以上

誰もが暮らしやすいまちづくりをすすめる仙台連絡協議会(愛称:条例の会 仙台)

〒982-0011 仙台市太白区長町1丁目6-1(CILたすけっと内) 担当:杉山裕信

[電話] 022-248-6054 [FAX] 022-738-9501

河北新報

障害を理由とする差別解消条例の2016年4月施行を目指す仙台市の制定の段取りに、疑問の声が上がっている。

市が条例案を提出する方針の市議会12月定例会まで、残りあと10ヵ月ほど。障害者や支援者は「市民への浸透が足りない」などと、議論に十分な時間をかけるよう求めてい

る。

身体や知的障害など25の障害者団体でつくる「誰もが暮らしやすいまちづくりをする仙台連絡協議会」（通称・条例の会仙台）が6日、市役所を訪問。脳性まひの障害を持つ杉山裕信代表（48）は、策推進協議会に条例の在り方

市の進め方 疑問の声

スケジュールが拙速／市民への浸透不十分

条例の会は、条例制定に向かって9年から話し合いを重ねてきました。杉山代表は「障害と差別の理解を深める議論をするには、市のスケジュールは拙

速だ」と指摘した。

市は国の障害者差別解消法の16年4月施行を見据えて条例制定準備を進める。鈴木部長は「つくるからには時期的な目標は必要。その中で十分な議論をしたい」と話す。

例を策定した千葉県では、公募議員で構成する「障害者差別をなくすための研究会」を年間20回開催し、条例の中身を検討。タウンミーティングも32カ所で開き、約3000人が参加した。

当事者団体「もっと議論を」

仙台の森田真理代表（65）は「より市民参加型の議論にしないと、条例に魂が入らない。奥山慶美子市長の言う『市民協働』は口先だけではないだろうか」と疑念を抱く。

までの猶予を望む一因だ。社会福祉法人ありのままの及川智研修センター長（36）は「障害者が何を差別と受け止め、何で困っているか。条例は多くの人に考えてもらうための道具で、つくることだけが目的ではない」と強調する。



仙台市役所で申し入れ書を提出する杉山代表（左）＝6日

仙台市障害者差別禁止条例骨子案についての提案

誰もが暮らしやすいまちづくりをすすめる仙台連絡協議会
(愛称:条例の会 仙台)

はじめに

誰もが暮らしやすいまちづくりをすすめる仙台連絡協議会(条例の会仙台)は、2009年に障害者団体を中心に国連の障害者権利条約(以下、条約)批准と、差別禁止法、そして仙台での障害者差別禁止条例の制定を目標に結成されました。

これまでに障害者差別解消法(以下、解消法)の制定、条約の批准がなされました。これには実際の協議に関わった人々の想いとともに、全国各地で障害をもつ人への差別をなくしたいという想いが結集した結果であり、千葉県を始まりとする全国各地での障害をもつ人への差別をなくすための条例制定が大きな後押しとなりました。

仙台市においても今年度(平成26年度)、条例の検討が仙台市障害者施策推進協議会に諮問され、平成28年4月の制定をめざし協議の真っ最中です。障害者権利条約を批准し、解消法が制定された今、制定される条例は条約が示す理念や事項を満たすことが求められます。

条例の会仙台では、これまで協議してきたことや活動をふまえつつ、独自の条例骨子案を作成し、ここに発表します。

第1. 基本事項

1. 条例の必要性

- (1)「障害をもつ人を差別してはいけない」誰もがそう考えている。しかしながら、現状はあらゆる場面で障害を理由とした不当な取り扱いを受け、個人の尊厳を否定され、社会文化的な活動からともすれば排除される現実がある。
- (2)障害をもつ人が、その尊厳を保ち地域社会で自由に暮らすためには、様々な環境整備(福祉サービスの充実、教育の充実、意識の改革、物理的・

心理的バリアの除去等)が不可欠である。

- (3)これまで、特別な配慮として捉えられてきたこれらの環境整備を仙台市民全体の目標・権利として位置づけ、取り組んでいくためのルール作りをする必要がある。
- (4)ルールを作るうえで、何が権利侵害なのか、何が必要な配慮なのか、明らかにし、その基準を示す必要がある。それは、市民が往々にして意図しないままに差別や権利侵害をしてしまうと思われるからである。

2. 条例の名称

- (1)名称は、障害をもつ人への差別をなくし、市民全体の共生社会を構築するということが明確にわかるように、「差別の禁止」または「差別の解消」という語を使用すべき。

3. 前文

- (1)前文は、条例制定に至る背景や現状、趣旨などを広く市民に示すために設ける。
- (2)仙台市が共生社会を目指すための「生活圏拡張運動」発祥の地であることを盛り込む。
- (3)障害をもつ人が社会に参加するための様々な取り組みがなされてきたが、未だ不十分な状況にあることを示す。
- (4)東日本大震災により未曾有の被害を被ったが、亡くなった率に象徴されるように、障害を持つ市民が困難な状況に置かれたことを示す。
- (5)これらを踏まえ、障害を持つ人を含めたすべての市民が共に安心して自由に生きていくことができる環境、社会をつくるための決意を表明する。

4. 目的

目的には、以下の点を盛り込むべき。

- (1)障害や障害をもつ人に対する理解を深めること。
- (2)障害をもつ人に対する差別を禁止すること。
- (3)障害の有無によらず、地域社会に参加しながら生活できる社会を実現すること。

5. 基本理念

条例の基本理念には、共生社会を実現するための考え方、方向性として以下の点を盛り込むべき

- (1)共生社会を構築するために、障害の有無によらず、等しく人権を享受する個人として尊重され、権利の行使を保障されること
- (2)障害をもつ人も社会の一員として、地域生活を営む権利があることを確認する。
- (3)障害の有無によらず、参加できる地域社会を市民全体で構築していくこと。
- (4)「差別する側とされる側とに分けて相手側を一方的に非難し制裁を加えようとするものであってはならないこと。」(※長崎条例第3条4項より)

6. 用語・差別の定義

定義は、障害、障害をもつ人・市民・事業者・社会的障壁・差別・不均等待遇・不利益取扱・合理的配慮について設ける。

7. 市の役割・責務

- (1)市は、条例の目的・基本理念に則って、障害や障害をもつ人への理解を深め、障害をもつ人への差別をなくすための施策を策定し、実施する。
- (2)市は、条例施行に必要な予算措置を行う。

8. 市民の役割

市は、条例の目的・基本理念に則って、障害や障害をもつ人への理解を深め、差別をなくすよう努める。

第2. 差別の禁止

1. 分野ごとの規定について

- (1)分野ごとの差別の定義および例示については、例示例挙で記述すべき(例示された分野以外の差別も禁止)。
- (2)以下に例示の案。なお、条例ではそれぞれ条文だけをし、禁止をうたうべきと考える。

1. 本人意思の尊重
2. 交通機関の利用
3. 建物・道路・駐車場等の利用
4. 就労・労働(採用試験、労働時間、賃金・待遇、労働環境等)
5. 教育(入学、試験・考查、通学、学習内容等)

6. 医療(受診、入院、強制の禁止等)
7. 商品・サービス提供
8. 福祉サービス等(強制の禁止、適切な情報提供及びサービス利用支援等)
9. 不動産取引
10. 情報・コミュニケーション(情報の発信における差別の禁止、受信における差別の禁止等)
11. 行政
12. 選挙等
13. 災害時対応
14. 結婚・子育て
15. 文化・スポーツ等
16. 信仰の自由
17. 余暇
18. 性別(※1)
19. その他

※1 「18. 性別」について

女性障害者への差別の禁止を規定すべき。障害をもつ女性は、女性が受ける差別に加え、障害をもつ人が受ける二重の差別を受けてきた。または受ける可能性があるため。

- (1) 例えば、婚姻や出産、育児を反対されたり、セクハラのターゲットにされる。また、女性相談やDVのシェルターなどが障害をもつ人に対応していないなどがある。
- (2) 京都条例では、第2条4項で「全て障害をもつ人は、障害のある女性が障害及び性別による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合等、その性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること」と規定している。

2. 虐待防止

現在は『虐待については、障害者虐待防止法が制定されているが、通報義務などで不十分な点があるため、補足して条例でも規定するべき。』となっていますが、次のように項目立てをして記述してはどうか。

- (1) 虐待防止について規定を設ける。
- (2) 障害者虐待防止法においては、養護者・障害者福祉従事者等・使用者による虐待を発見した場合に、通報義務を課しているが、それ以外の場合においても通報義務を課すべき。

第3. 差別をなくすしくみ

1. 紛争解決

- (1) 障害をもつ人が被る個別・具体的な不利益や差別を解消するためのシステムが不可欠である。
- (2) 差別を受けた場合に、相談できる場所を設ける(相談センター等)。
- (3) 助言や調査、あっせん等ができる機関を設ける(委員会等)。
- (4) 以上の(2)と(3)は、いずれも独立した機関であることが必要と考える
- (5) 調査、あっせん機関のメンバーの過半数は、障害を持つ当事者とする。
- (6) 首長の名のもとに勧告・公表等ができるようにする。

2. 未然防止(市民に対する理解と関心の増進)のシステムの構築

- (1) 障害をもつ人への差別等があった時のシステムと同様に、差別等を未然に防止するためのシステムが必要不可欠である。教育や啓発、交流等の取り組みによって、市民の障害を持つ人への理解を促進することにより、偏見や不適切な対応、態度をなくしていくことが重要である。
- (2) 障害をもつ人の多くが「周囲の理解」がないことによる不利益や差別を経験していることからももっとも重要な点である。
- (3) 具体的には、各事業分野での意見交換会の実施や、当事者が参加しての研修の実施など。

3. 差別をなくすための会議体の設置

実際の事例をもとにして、相談、調査、あっせん機関と市が協議し、施策や制度へ反映させるための仕組みを設ける(※2 別紙資料:解消法の「障害者差別解消支援地域協議会」のイメージ)

4. 好事例の公表および表彰

障害をもつ人への差別の解消を広げるため、差別の解消等に取り組んでいる

事業所、事象を公表し、表彰等を行う。

5. 補助・助成

社会的障壁の除去を目的として、事業所等が改修等を行う場合に、調査・あっせん機関と仙台市の協議により、その費用の全部または一部を助成する制度を設ける。

第4. その他

1. 見直し規定

条例は、社会情勢を考慮し、数年ごとの見直しを明記する。

『障害』の表記について

『障害』の表記については様々な意見があることを踏まえ、市民による議論を通じて合意の形成を図り、最終的な表記を決定する。また、「障害をもつ」「障害のある」といった表現についても同様である。

今回の骨子案については、従来の障害表記を使用した。

以上

※参考資料

解消法の「障害者差別解消支援地域協議会」について

趣旨

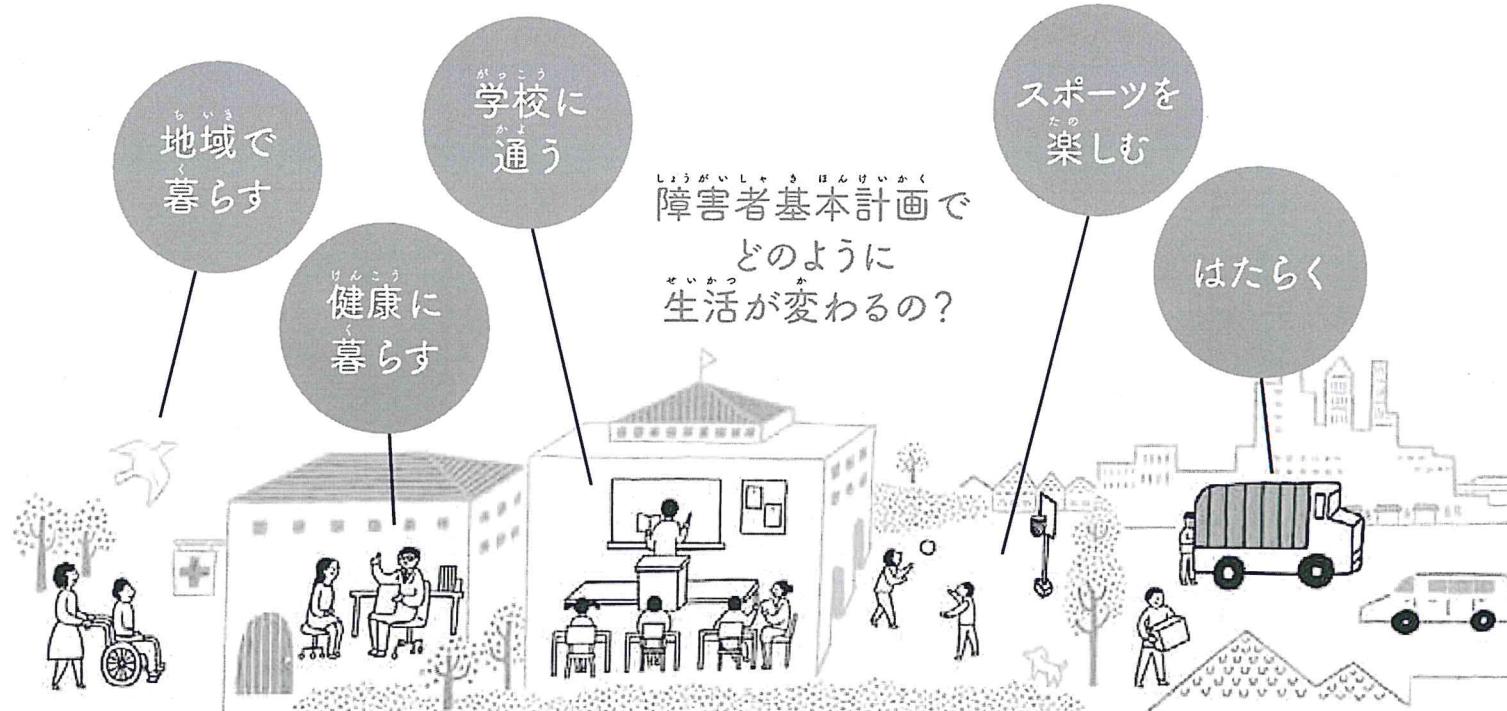
障害者差別の解消を効果的に推進するには、障害者にとって身近な地域において、主体的な取組がなされることが重要である。地域において日常生活、社会生活を営む障害者の活動は広範多岐にわたり、相談等を行うに当たっては、どの機関がどのような権限を有しているかは必ずしも明らかではない場合があり、また、相談等を受ける機関においても、相談内容によっては当該機関だけでは対応できない場合がある。このため、地域における様々な関係機関が、相談事例等に係る情報の共有・協議を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取組や類似事案の発生防止の取組など、地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークとして、障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができることとされている。

協議会については、障害者及びその家族の参画について配慮するとともに、性別・年齢、障害種別を考慮して組織することが望ましい。内閣府においては、法施行後における協議会の設置状況等について公表するものとする。

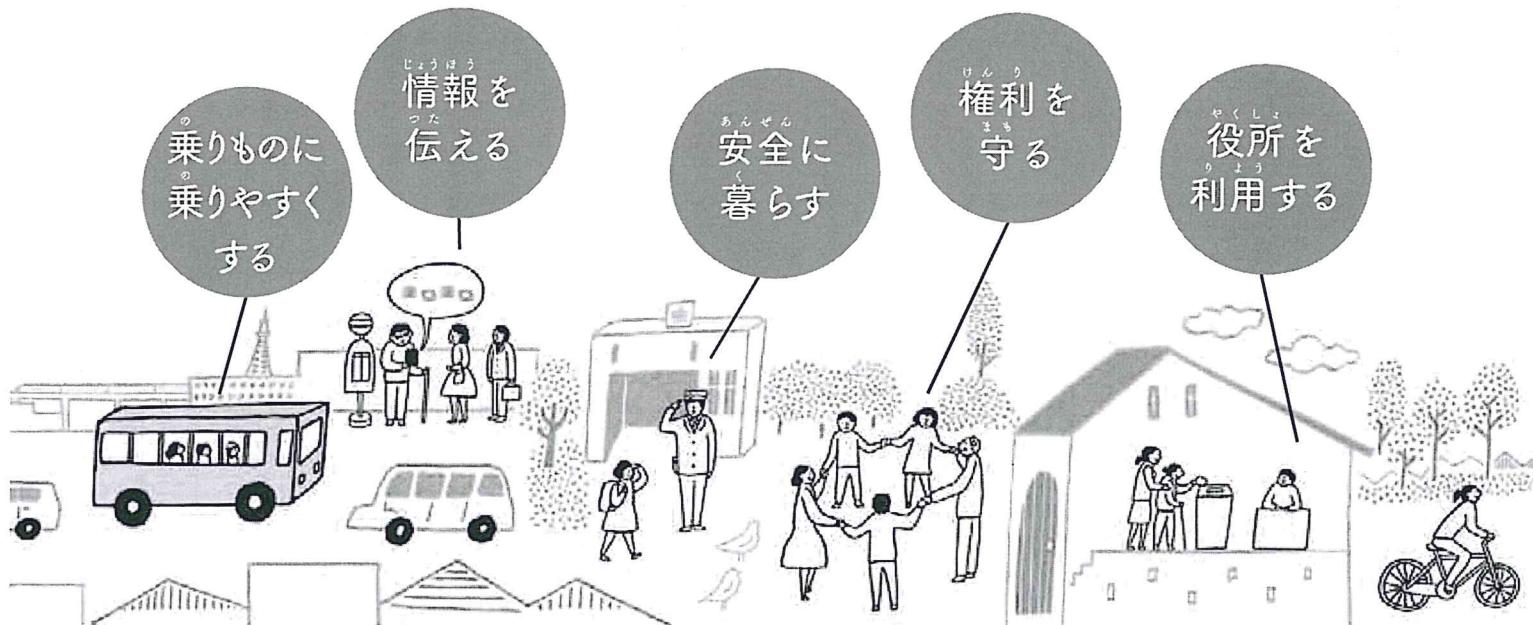
※引用文献

内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（原案）」
(P.11)

URL : http://www8.cao.go.jp/shougai/kihonhoushin_iken.html
より引用



障害者基本計画・ わかりやすい版



障害者基本計画とは

障害者基本計画とは、障害のある人(皆さん)を手助けする
いろいろな制度(仕組み)やサービスを良くするために、国が作っている計画のことです。
学校のことや福祉サービス(みなさんができるサービス)のこと、
健康に暮らすための手助けや働くための手助けのことなども書いてあります。

1

地域での生活を 支える手助け

- ▶ 皆さん、いろいろな困ったことを相談できるようにします。
- ▶ 住みなれた身近な地域で暮らせるように、いろいろな福祉サービスを増やします。
- ▶ 皆さん、小さいときから大人(社会人)になるまで手助けが受けられるようにします。
- ▶ 入所施設などにいる人が、施設から出て地域で暮らせるようにします。
- ▶ 「自分のことは自分で決める」という、自己決定を大切にします。自分で決めることが難しい人には、決めるための手助けをします。
- ▶ 車いすなどの福祉用具を使いややすくしたり、障害のある人を手助けする「盲導犬」や「介助犬」などを増やしたりします。

2

健康に暮らすための 手助け

- ▶ 皆さん、身近な地域で病院や歯医者へ通うことができるようになります。
- ▶ 精神的な病気で長く入院している人が退院したときに、身近な地域で生活できるようになります。
- ▶ 精神的な病気で入院している人が退院した後に利用する、福祉サービスなどを増やします。
- ▶ 難病(治すことが難しい病気)についてくわしく調べたり、難病の人と家族の暮らしを手助けしたりします。
- ▶ 障害のもとになる病気やけがを防ぐことができるような取組をします。



3

学校や芸術活動、 スポーツなどへの手助け

- ▶ 皆さんのがんばりひとりに合った教育を受けられるようにします。
- ▶ 障害のあるなしに関係なく、十分な教育ができるだけいっしょに受けられるようにします。
- ▶ 皆さんのがいろいろな芸術活動(絵を描く、演奏を聴くなど)やスポーツを楽しめるようにします。
- ▶ 学校の建物や教室、教科書などを使いやすくします。
- ▶ 障害のある子どもに合った教育が

地域で健康でくらすための手助けがあるんだね!



- 受けられるよう、学校の先生も勉強します。
- ▶ 障害のある子どもへの支援に役立つ取組について、全国の学校へ知らせるようにします。
- ▶ 障害があっても、大学などで勉強できるように手助けします。
- ▶ 皆さんの芸術活動やスポーツが広まるようにします。
- ▶ 目や耳に障害のある人でも映画を楽しむことができるようになります。



4

働くことへの 手助け

- ▶ 皆さんができるよう、いろいろな手助けをします。
- ▶ 障害があっても会社で働く人が増えるようにします。
- ▶ 職場での差別や虐待（無視やいじめなど）をなくしていきます。
- ▶ 障害のある人がたくさん働くことができる、「特例会社」という仕組みを広げていきます。
- ▶ 身近な地域で仕事をみつけるための相談ができます。

- ▶ 会社で働くことが難しい人のために、手助けを受けながら働くことができる福祉サービスを用意します。
- ▶ 働くための手助けとあわせて、障害年金や福祉手当など、生活のために必要なお金を受け取れるようにします。



5

住まいや生活する 場所を良くする手助け

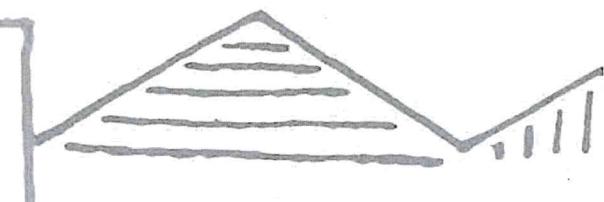
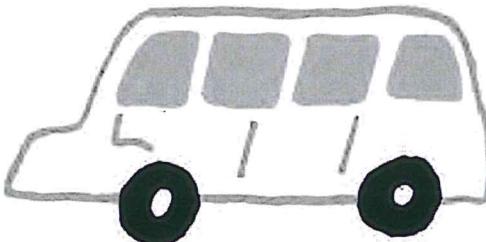
- ▶ 障害があっても、できるだけ
住みなれた身近な地域で暮らすことが
できるように、住む場所や
出かける場所を使いやすくします。
- ▶ 障害があっても住みやすい家を増やして、
皆さんのが身近な地域で
住みやすくなるようにします。
- ▶ 地域で暮らすための住まい
(グループホームなど) を増やします。
- ▶ 電車やバスなどの乗り物を
の乗りやすくします。
- ▶ 役所や公園など、たくさんのが
使う場所を使いやすくします。
- ▶ 火事や地震などが起きたとき、
周りの人が助けてくれるよう
な仕組みをつくります。

6

情報を伝えるための 手助け

- ▶ 皆さんのが情報を集めやすくするための
方法を考えます。
- ▶ 目や耳に障害のある人でも
テレビやビデオ、電話やインターネット
などを使って情報を集めることができます。
- ▶ 障害があることで話すことや
聞くことが難しいときに、
手助けする人を増やします。
- ▶ 役所からのお知らせは、
皆さんにもわかりやすいようにします。

障害のある人も、
地域で働いて暮らしを
楽しむたい!



7

あんぜん
安全に暮らすための
てだす
手助け

- ▶ 皆さんがあんぜんくに暮らせるよう、
じしんたいふうさいがいそな
地震や台風などの災害へ備え、
はんさいぬすぼうりょく
犯罪(盗みや暴力など)に
巻き込まれないようにします。
- ▶ 地震や台風などの災害が起きたとき、
みんながこまんちくに困らないようにします。
- ▶ 警察の職員にみんなのことを
しきいつしょくいんみな
知ってもらい、犯罪へ
まきこままれないようにします。
- ▶ いろいろなものをむりかか
わるひとに買わされたり、
悪い人にだまされたりしないようにします。

8

しょうがいひとけんり
障害のある人の権利を
まもてだす
守るために手助け

- ▶ 障害のある人もない人も、
みんながたが
お互いのことを
たいせつしゃかい
大切にする社会をめざします。
- ▶ 障害を理由とした差別や
きやくたいむし
虐待(無視やいじめなど)を
さくべつ
なくしていきます。
- ▶ みんながいやなおも
相談しやすくなります。
- ▶ 障害を理由とする差別をなくし、
じょうがいりゆうさくべつ
もめごとを解決したりする仕組みを
かいけつしき
ととのえます。
- ▶ 自分で決めることがむずかひと
てだすしく
手助けの仕組みをより良くなります。



9

役所や選挙などでの手助け

- ▶ 役所で働く人は、障害のことについて勉強して、理解するようにします。
- ▶ また、障害があっても選挙に参加できるようにします。
- ▶ 障害があっても役所でのいろいろな手続き(申込みなど)ができるように、必要な手助けをします。
- ▶ 障害があっても選挙に参加できるよう、投票する場所へ出入りしやすくするなど、手助けの仕組みをつくります。
- ▶ 皆さんのが警察につかまったり、裁判になったりしたときに、できるだけ困らないようにします。

10

計画の進め方

- ▶ この計画に書かれていることをしっかりと進めるために、次のことをします。
- ▶ 皆さんへの手助けが進むように、国だけではなく、都道府県や市町村、障害者団体(障害のある人の集まり)や会社などとも協力します。
- ▶ ポスターや広告をつくって、障害のある人を手助けすることが大切であることを伝えます。
- ▶ 学校でも、皆さんをとてくみ知ってもらう取組をします。



障害者基本計画の目標

目標の内容	今の様子	立てた目標
入所の施設から 地域へ戻った人の数	2.9 万人	↗ 3.6 万人
入院している精神障害のある人が 短い間で退院できる割合	71.2 %	↗ 76 %
子ども一人ひとりに合った 教育支援計画をつくる割合	76.2 %	↗ 80 %以上
ハローワークで仕事を みつけた障害のある人の件数	27 万件	↗ 37 万件
職員が50人以上いる会社で 働いている障害のある人の数	38.2 万人	↗ 46.6 万人
グループホームで 暮らしている人の数	8.2 万人	↗ 9.8 万人
耳に障害のある人へ情報を 届けるための施設	36 都道府県	↗ 47 都道府県

※立てた目標を達成する時期は、内容によって違います

問い合わせ先

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付 障害者施策担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館

電話: 03-5253-2111 ファックス: 03-3581-0902

ホームページ <http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

協力: 筑波大学附属大塚特別支援学校／東京都立青鳥特別支援学校

この冊子は、平成25年9月に決定された「障害者基本計画」の内容を、誰にでもわかりやすくなるよう、
特別支援学校の先生や生徒さんと話し合いながら作られたものです。

一緒に考えてみませんか？障害のこと、差別のこと。

おおの さらさ
大野更紗さんが講演！ 誰もが地域で生き抜く
「共生社会」の実現のために。

作家・糖尿病当事者

誰もが生き抜く
暮らし方フォーラム 2014

Make the Right Real 権利を実現する！

6.22(日) 13:30-16:30

会場: 宮城県仙台市青葉区花京院1-3-2
仙台市シルバーセンター7階・第1研修室

プログラム
◆ 大野更紗さんの講演
◆ 障害当事者の差別体験発表会
◆ 「条例の会 仙台」の活動紹介

※会場周辺の公共交通機関をご連絡ください。
※周辺道路が大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

主催
お問い合わせ先
jyoureisendai@gmail.com

★この事業は「みやざ生協こ～がほっとわ～く助成金」の助成を受けて実施しています。

一緒に考えてみませんか？障害のこと、差別のこと。
様々な分野で活動しているパネリストとともに、「誰もが暮らしやすい社会」を考えよう！

誰もが生き抜く
暮らし方フォーラム 2014

Make the Right Real 権利を実現する！

6.22(日) 13:30-16:30

会場: 宮城県仙台市青葉区花京院1-3-2
仙台市シルバーセンター7階・第1研修室

プログラム
◆ 大野更紗さんの講演
◆ 障害当事者の差別体験発表会
◆ 「条例の会 仙台」の活動紹介

※会場周辺の公共交通機関をご連絡ください。
※周辺道路が大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

主催
お問い合わせ先
jyoureisendai@gmail.com

★この事業は「みやざ生協こ～がほっとわ～く助成金」の助成を受けて実施しています。

誰もが生き抜く
暮らし方フォーラム 2014

Make the Right Real 権利を実現する！

9.7(日) 13:00-16:30

会場: 仙台市青葉区一番町4丁目11-1(141ビル)・仙台三越定期寺通り館6階
エルパーク仙台 6階スタジオホール

予約不要・参加無料

開場 12:30 ~

MAP

仙台市役所
勾当台公園
新一生ビル
定海寺通り
エルパーク仙台
(141ビル)
仙台三越本館
広瀬通り
仙台市役所
勾当台公園
新一生ビル
定海寺通り
エルパーク仙台
(141ビル)
仙台三越本館
広瀬通り
仙台市役所
勾当台公園
新一生ビル
定海寺通り
エルパーク仙台
(141ビル)
仙台三越定期寺通り館6階
広瀬通り

差別をなくし、共生社会の実現を目指して！

パネルディスカッション [テーマ] 分野をこえた“生きにくさ”について語る、
誰もが暮らしやすい社会の実現に向けて。

●様々な分野で活動する5名のパネリストが参加！

左側の写真
「女性」を考える。
新里 宏二
弁護士
※2回に分けディスカッションを行います。※途中休憩時間は設けます。

右側の写真
「障害当事者」を考える。
八幡 怡子
ハーディー仙台
小林 純子
チャイナドランチ
飯室 勉
仙台アートセンター
川村 有紀
ピヨロ
※会場事務局はお電話のみとなります。ご希望の方はお気軽にお電話ください。

主催
お問い合わせ先
jyoureisendai@gmail.com

★この事業は「みやざ生協こ～がほっとわ～く助成金」の助成を受けて実施しています。

誰もが生き抜く
暮らし方フォーラム 2014

Make the Right Real 権利を実現する！

9.7(日) 13:00-16:30

会場: 仙台市青葉区一番町4丁目11-1(141ビル)・仙台三越定期寺通り館6階
エルパーク仙台 6階スタジオホール

予約不要・参加無料

開場 12:30 ~

MAP

仙台市役所
勾当台公園
新一生ビル
定海寺通り
エルパーク仙台
(141ビル)
仙台三越本館
広瀬通り
仙台市役所
勾当台公園
新一生ビル
定海寺通り
エルパーク仙台
(141ビル)
仙台三越定期寺通り館6階
広瀬通り

差別をなくし、共生社会の実現を目指して！

パネルディスカッション [テーマ] 分野をこえた“生きにくさ”について語る、
誰もが暮らしやすい社会の実現に向けて。

●様々な分野で活動する5名のパネリストが参加！

左側の写真
「女性」を考える。
新里 宏二
弁護士
※2回に分けディスカッションを行います。※途中休憩時間は設けます。

右側の写真
「障害当事者」を考える。
八幡 怡子
ハーディー仙台
小林 純子
チャイナドランチ
飯室 勉
仙台アートセンター
川村 有紀
ピヨロ
※会場事務局はお電話のみとなります。ご希望の方はお気軽にお電話ください。

主催
お問い合わせ先
jyoureisendai@gmail.com

★この事業は「みやざ生協こ～がほっとわ～く助成金」の助成を受けて実施しています。

差別のない社会を考えるトークカフェ

障害者差別禁止条例の制定を目指して



2014.12.14(日) 13:30～16:30
開場／13:00～
予約不要・参加無料

仙台市福祉プラザ 2階 ふれあいホール
会場
宮城県仙台市青葉区五橋2丁目12

- 1. 障害を理由とした差別の解消を目的として「障害を理由とした差別の解消を目的として」
登壇者：木原 久美子氏（宮城県自閉症協会 会長）
桙 慶 美紀氏（条例の会仙台 代表）
進行役：及川 智氏（社会福祉法人 ありのまま舎 ケアセンター・研修センター長）
- 2. ハイタッチセッション／60分
- 3. 条例の会仙台作成「差別禁止条例の骨子案」発表／30分

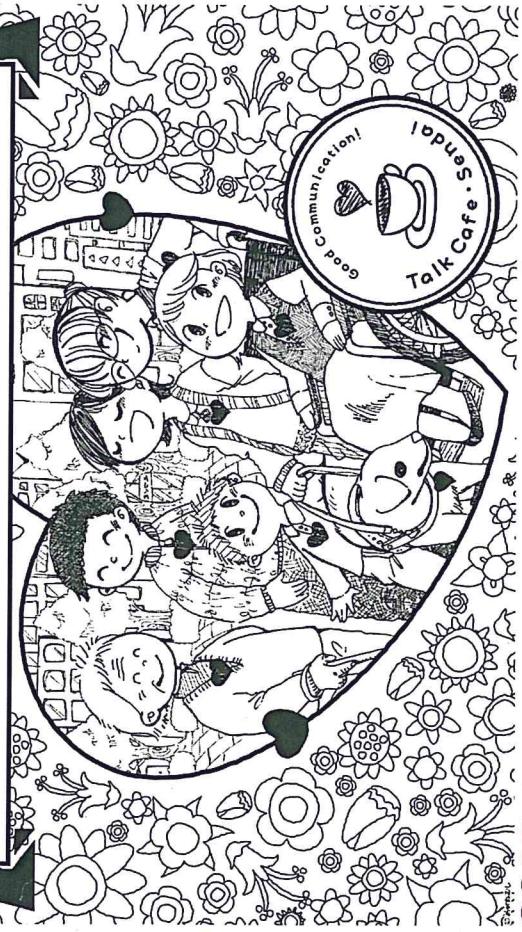
- 例の会仙台作成「差別禁止条例の骨子案」発表／30分
- 3. 条例の会仙台
TEL.022-248-6054 FAX 022-738-9501
http://blog.canpan.info/jyourei 「条例の会仙台」

- 共 催
お問い合わせ先
〒982-0011 仙台市太白区長町1丁目6-1(CITYオカツコト内)
主催
お問い合わせ先
〒982-0011 仙台市太白区長町1丁目6-1(CITYオカツコト内)
主催
お問い合わせ先
〒982-0011 仙台市太白区長町1丁目6-1(CITYオカツコト内)

- 共 催
お問い合わせ先
〒982-0011 仙台市太白区長町1丁目6-1(CITYオカツコト内)
主催
お問い合わせ先
〒982-0011 仙台市太白区長町1丁目6-1(CITYオカツコト内)
主催
お問い合わせ先
〒982-0011 仙台市太白区長町1丁目6-1(CITYオカツコト内)
主催
お問い合わせ先
〒982-0011 仙台市太白区長町1丁目6-1(CITYオカツコト内)

第2回 差別のない社会を考えるトークカフェ

『障害』の表記についてどう思いますか？



2015.1.12(月・祝) 13:30～16:30
開場 13:00
予約不要・参加無料

仙台市シルバーセンター(第2研修室)
会場
仙台市青葉区花京院1丁目3-2



- 基 調 報 告：下郡山 徹一氏（社会福祉法人 つどいの家 理事）
報告内容「『障害』という表現や言い方にについての背景と歴史について」
- ディスカッション：パネラーを4～5名予定
表記や言い方にについての考え方を明確に表現していく、障害当事者・親の立場・支援者・団体の方々による意見交換で、それに対する思いや考え方を話して頂きます
- コーディネーター：飯 嶋 茂 氏（NPO法人 妻の会 理事長）
誰もが暮らしやすいまちづくりをする市民組織議論会

- トーカフェ内閣
＊活動時に開催する情報発信会
- 条例の会 仙台
TEL.022-248-6054 FAX 022-738-9501
http://blog.canpan.info/jyourei 「条例の会仙台」

- 共 催
お問い合わせ先
〒982-0011 仙台市太白区長町1丁目6-1(CITYオカツコト内)
主催
お問い合わせ先
〒982-0011 仙台市太白区長町1丁目6-1(CITYオカツコト内)

- 共 催
お問い合わせ先
〒982-0011 仙台市太白区長町1丁目6-1(CITYオカツコト内)
主催
お問い合わせ先
〒982-0011 仙台市太白区長町1丁目6-1(CITYオカツコト内)

- 共 催
お問い合わせ先
〒982-0011 仙台市太白区長町1丁目6-1(CITYオカツコト内)
主催
お問い合わせ先
〒982-0011 仙台市太白区長町1丁目6-1(CITYオカツコト内)

- 共 催
お問い合わせ先
〒982-0011 仙台市太白区長町1丁目6-1(CITYオカツコト内)
主催
お問い合わせ先
〒982-0011 仙台市太白区長町1丁目6-1(CITYオカツコト内)

- 共 催
お問い合わせ先
〒982-0011 仙台市太白区長町1丁目6-1(CITYオカツコト内)
主催
お問い合わせ先
〒982-0011 仙台市太白区長町1丁目6-1(CITYオカツコト内)